

発議第 3 号

飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

飛騨市議会 議会運営委員会
委員長 高 原 邦 子

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正

飛驒市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を 改正する条例

飛驒市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年飛驒市条例第19号）の一部
を次のように改正する。

第53条、第54条及び第55条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第52条 略 (罰則) 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 以下 略	第1条～第52条 略 (罰則) 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
担 当 部	議会事務局
提 案 理 由	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの
条 例 の 概 要	【改正の趣旨】 刑法等の一部を改正する法律により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されることに伴い所要の箇所を改正する。 【改正の内容】 「懲役」を「拘禁刑」に改める。（第53条～第55条関係）
市 民 へ の 影 響 等	特になし
施 行 日	刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）の施行日となる令和７年６月１日に施行
備 考	